（削る）

（削る）

（共済金の支払の特例に係る養殖業に係る塡補の割合を乗ずる養殖水産動植物）

第六十九条　法第百二十四条第二項第二号の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、かき、真珠貝及びとらふぐとする。

第六十九条の四　法第百二十四条第四項の農林水産省令で定める要件は、当該特約に従い算定した金額をその損害額（法第百二十四条第六項の損害額をいい、当該損害額に係る共済事故が疾病（赤潮によるものを除く。）による死亡である場合にあつては、当該損害額に二分の一を乗じて得た金額）とすることとする。

第六十九条の五　法第百二十四条第五項各号列記以外の部分の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、ぶり（令第二十条第一項の表に掲げるぶりをいう。）、まだい等（同表に掲げるまだい等をいう。）、ぎんざけ等（同表に掲げるぎんざけ等をいう。）、とらふぐ（同表に掲げるとらふぐをいう。）、かんぱち（同表に掲げるかんぱちをいう。）、すずき（同表に掲げるすずきをいう。）、ひらまさ（同表に掲げるひらまさをいう。）、まあじ（同表に掲げるまあじをいう。）、しまあじ（同表に掲げるしまあじをいう。）、まはた等（同表に掲げるまはた等をいう。）、すぎ（同表に掲げるすぎをいう。）、まさば（同表に掲げるまさばをいう。）、くろまぐろ（同表に掲げるくろまぐろをいう。）、めばる等（同表に掲げるめばる等をいう。）又はかわはぎ等（同表に掲げるかわはぎ等をいう。）に属する養殖水産動植物とする。

第六十九条の六　法第百二十四条第五項各号列記以外の部分の農林水産省令で定める割合は、百分の七十とする。

第六十九条の七　法第百二十四条第五項第三号の農林水産省令で定める要件は、同条第一項の規定により共済金を支払う場合に当該特約による共済金を支払うものでないこととする。

（損害額を算出するための割合）

第七十条　法第百二十四条第六項の割合は、第一号に掲げる割合に第二号に掲げる割合を乗じて定めなければならない。

一・二　（略）

第七十一条の二の二　当初契約の被共済者は、法第百二十四条の二第五項で準用する法第百十三条の二第七項の規定により、自己の責めに帰する事由がなくて、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が前条で定める額に満たないときは、組合に対し、当該当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第百二十四条の二第二項の農林水産大臣が定める期間を経過した日の一年前の日以降にその共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（当該部分が当該当初契約及び全ての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の合計額の四分の一を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分とする。）の払戻しを請求することができる。

小割り式ひらめ養殖業

エドワジエラ症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病

（共済金の支払の特例に係る養殖業に係る塡補の割合を乗ずる養殖水産動植物）

第六十九条　法第百二十四条第二項第二号の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、かき、真珠貝、とらふぐ及びひらめとする。

第六十九条の四　法第百二十四条第四項の農林水産省令で定める要件は、当該特約に従い算定した金額をその損害額（法第百二十四条第五項の損害額をいい、当該損害額に係る共済事故が疾病（赤潮によるものを除く。）による死亡である場合にあつては、当該損害額に二分の一を乗じて得た金額）とすることとする。

（新設）

（新設）

（損害額を算出するための割合）

第七十条　法第百二十四条第五項の割合は、第一号に掲げる割合に第二号に掲げる割合を乗じて定めなければならない。

一・二　（略）

第七十一条の二の二　当初契約の被共済者は、法第百二十四条の二第五項で準用する法第百十三条の二第七項の規定により、自己の責めに帰する事由がなくて、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が前条で定める額に満たないときは、組合に対し、当該当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第百二十四条の二第二項の農林水産大臣が定める期間を経過した日の一年前の日以降にその共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（当該部分が当該当初契約及びすべての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の合計額の四分の一を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分とする。）の払戻しを請求することができる。